

電話・来訪による相談窓口

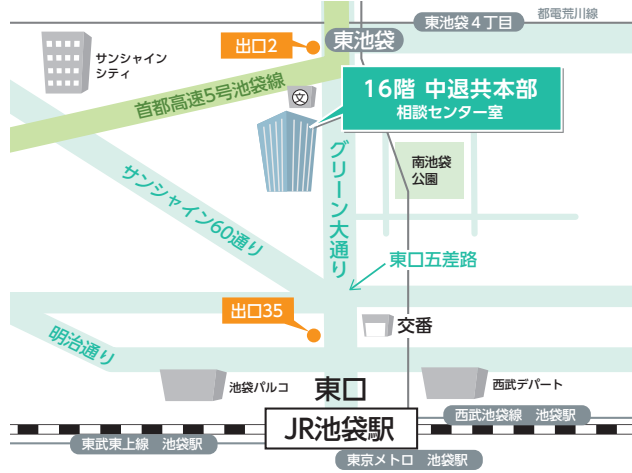
中退共本部 相談センター室 (東京・池袋)

相談窓口 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

電話受付 9:00～17:15 (土日祝日は除く)

TEL 03-6907-1234

FAX 03-5955-8211



アクセス

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1

JR埼京線、山手線、湘南新宿ライン、東京メトロ丸の内線、有楽町線、副都心線、西武池袋線、東武東上線

●「池袋」駅 出口35から徒歩約3分

東京メトロ有楽町線

●「東池袋」駅 出口2から徒歩約4分

※駐車場はございませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

中退共 名古屋コーナー

相談窓口 9:00～16:30 (土日祝日は除く)

電話受付 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

TEL 052-856-8151

FAX 052-856-8155

アクセス 〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31 千種第3ビル2F
名古屋市営地下鉄「千種」駅から徒歩2分 JR「千種」駅から徒歩3分
※駐車場はございませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。
※名古屋コーナーは令和4年度中の移転を予定しています。

中退共 大阪コーナー

相談窓口 9:00～16:30 (土日祝日は除く)

電話受付 9:00～17:00 (土日祝日は除く)

TEL 06-6536-1851

FAX 06-6536-1850

アクセス 〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13 商工中金阿波座ビル7F
地下鉄四つ橋線、中央線、御堂筋線「本町」駅(出口22・23)から徒歩3分
※駐車場はございませんので、お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

無料相談も受け付けております! 制度加入をご検討中の事業所様

中退共制度への加入を検討している中小企業の皆様を対象に、職員が直接事業所を訪問又はオンラインで相談に応じています。

お申し込み 中退共ホームページ「無料相談のご案内」より相談申込書をダウンロード、必要事項をご記入のうえ、FAXでお申込ください。

訪問対象地域 中退共ホームページでご確認ください。

モバイルサイトのご案内

中退共制度に関する情報はモバイルサイトでもご覧いただけます。

QRコードを読み取ってアクセスしてください。



ホームページをご覧ください

中退共

検索

安心・確実・有利 国の退職金制度

詳細版

よくわかる 中退共 中小企業退職金共済制度



従業員の確かな安心のために備えよう

人材定着の対策に 国の退職金制度を 上手に活用!

◎新規加入なら1年間、最高6万円

国が掛金の一部を助成

◎管理カンタン、手間いらず

納付状況、試算額もお知らせ

◎掛金は全額非課税

しっかり受けよう、税法上の特典

従業員の確かな安心のために!

退職後の安定に

安心して働ける 職場に

意欲・生産性の向上に

人材の安定確保に

退職金は国の制度を上手に活用!

中小企業退職金共済制度って何?

中小企業退職金共済(中退共)制度は、昭和34年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。

中小・零細企業において単独では退職金制度をもつことが困難である実情を考慮して、中小企業者の相互扶助の精神と国の援助で退職金制度を確立し、これによって中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図り、ひいては中小企業の振興と発展に寄与することを目的としています。

中退共制度は共済制度であり、事業主が拠出する掛金とその運用収入を財源とし、長期加入者の退職金を手厚くなるよう設計されています。

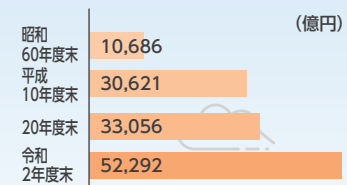
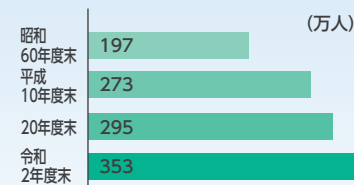
この制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共本部)が運営しています。



中退共制度なら安心、確実、有利 加入企業37万7千所の実績

加入している従業員... **362万人**

運用資産額... **5兆3,114億円**



令和3年11月現在

①国からの掛金助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に掛金の一部を国が助成します。

P8

⑤短時間労働者向けの掛金

短時間労働者の方には、一般の従業員より低い特例掛金月額も用意しています。また、新規加入助成に上乗せがあります。

P7、8

⑦退職金は直接従業員へ

退職金は、中退共本部から直接、退職した従業員の預金口座に振り込みます。

(注)事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。

P10

②外部積立型で管理が簡単

掛金は口座振替で手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金額を事業主にお知らせしますので、管理が簡単です。

P7

③掛金は非課税

掛金(過去勤務掛金を含む)は法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。

(注)資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

P7

④掛金月額の選択

掛金月額は、従業員ごとに16種類から選択できます。また、掛金月額は変更もできます。

P7

⑥通算制度でまとまった退職金

P9、10

中退共制度の 特色をしっかりと 知ろう!

⑧福利厚生に利用できる 提携サービス

加入企業の特典として、中退共本部と提携しているホテル、レジャー施設等を割引料金で利用できます。従業員の福利厚生に役立ちます。

P4

※商工会議所・商工会などの団体が運営する「特定退職金共済制度」を指します。

⑨解散存続厚生年金基金および 特定退職金共済(特退共)*事業 を廃止した団体からの移行

掛金助成自治体等による補助制度

国からの助成のほか、独自に掛金補助を実施している掛金助成自治体等があります。

P17

INDEX

加入

P.3

加入できる企業	3
加入させる従業員	3
短時間労働者の加入	4
他制度との併用	4
他制度からの移換	4
加入の手続き	5
加入申込先	5
加入申込時のよくあるQ&A	6

掛金

P.7

掛金月額について	7
掛金月額の助成について	8

通算

P.9

過去勤務期間の通算について	9
転職での通算について	10

退職

P.10

退職した場合について	10
退職金額について	11
基本退職金額表	11
支払い方法の種類について	12

その他

P.13

同居の親族の加入について	13
もっとわかる中退共 Q&A	14
掛金月額の決め方	15
モデル退職金	15
退職金規程の例	16
掛金助成自治体	17
中小企業退職金共済法(抜粋)	18

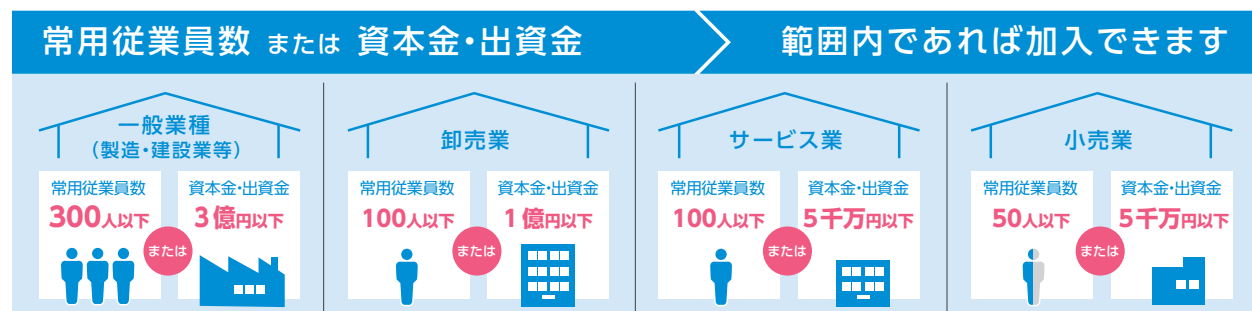


加入条件

条件を満たしている中小企業であれば加入できます!

加入できる企業

加入できる企業は、業種によって異なります。常時雇用する従業員数または資本金の額・出資の総額のいずれかが次の範囲内であれば加入できます。ただし、個人企業や公益法人等の場合は、常時雇用する従業員数によります。

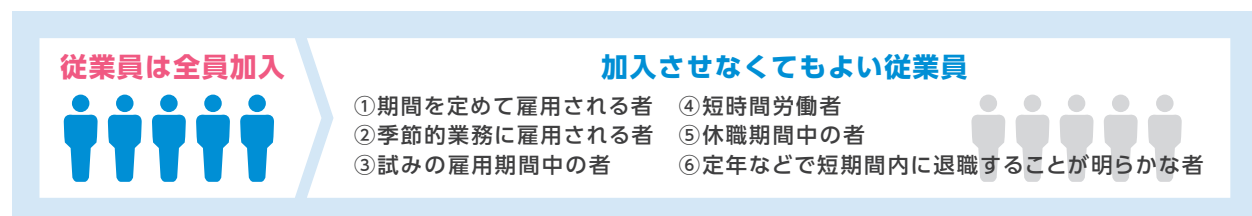


常時雇用する従業員には、1週間の所定労働時間が同じ企業に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、①雇用期間の定めのない者 ②雇用期間が2か月を超えて雇用される者を含みます。

加入後、従業員の増加等により中小企業者でなくなった場合、一定の要件を備えていれば、確定給付企業年金制度(DB)、確定拠出年金制度(企業型DC)または特定退職金共済制度に解約手当相当額の範囲内の金額を引き継ぐことができます。

加入させる従業員

従業員[※]は原則として全員加入させてください。ただし、次の条件にあてはまる従業員は加入させなくてもよいことになっています。 [※]従業員とは、事業主との間に使用従属関係があり、かつ、賃金の支払いを受けている者をいいます。



注意

- 事業主および小規模企業共済制度に加入している方は加入できません。
- 法人企業の役員は加入できません。ただし役員であっても、使用人兼務役員等従業員として賃金の支払いを受けている場合は加入できます。
- 当機構が運営する「特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度」(参考を参照)との企業の重複加入はできますが、**同一の従業員の重複加入はできません。**

[※] 社会福祉施設職員等退職手当共済法では、社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している従業員は、中退共制度と重複して加入できないこととされています。

短時間労働者の加入

短時間労働者については、包括加入の対象から除外されていますが、加入させることはできます。短時間労働者の制度加入を促進するため、掛金月額の特例(P7参照)や新規加入時の掛金助成(P8参照)に上乗せがあります。

短時間労働者として加入できる条件	申込書に証明書を添付して提出
1週間の所定労働時間が、同じ企業に雇用される 通常の従業員よりも短く、かつ、30時間未満 である従業員。	加入申込時に、短時間労働者であることの証明書(「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」の写し)をご提出ください。

[※]「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しの添付がないと、特例掛金月額への申込みや変更は認められません。

他制度との併用

中退共制度と併用できる制度・できない制度があります。

併用可	併用不可 [※]
社内準備による退職金制度	特定業種退職金共済制度
確定給付企業年金制度	小規模企業共済制度
確定拠出年金制度	社会福祉施設職員等退職手当共済制度
特定退職金共済制度	
存続厚生年金基金	

[※]企業として中退共制度と併用することは可能ですが、同一の従業員が両制度に同時に加入することはできません。

他制度からの移換

- 平成26年4月以後に解散した存続厚生年金基金から中退共制度への資産移換ができます。なお、新規加入申込時に平成26年4月1日時点での存続厚生年金基金加入の有無等を確認させていただきます。
- 平成28年4月以後に特定退職金共済事業を廃止した団体から中退共制度へ資産移換ができます。
- 平成30年5月1日以後に中退共実施事業所と企業年金(DBまたは企業型DC)実施事業所が合併等を行い、その後も引き続き中小企業者である場合は、中退共制度と企業年金制度との間で資産移換ができます。

参考

詳しくは各事業本部へお問い合わせください。

特定業種退職金共済制度 建設業・清酒製造業・林業で働く期間を定めて雇用される従業員を対象とした共済制度

お問い合わせ先

建設業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2866
清酒製造業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2887
林業退職金共済事業本部	TEL (03) 6731-2887

勤労者財産形成促進制度 従業員の資産形成を支援する制度

お問い合わせ先 勤労者財産形成事業本部 TEL (03) 6731-2935

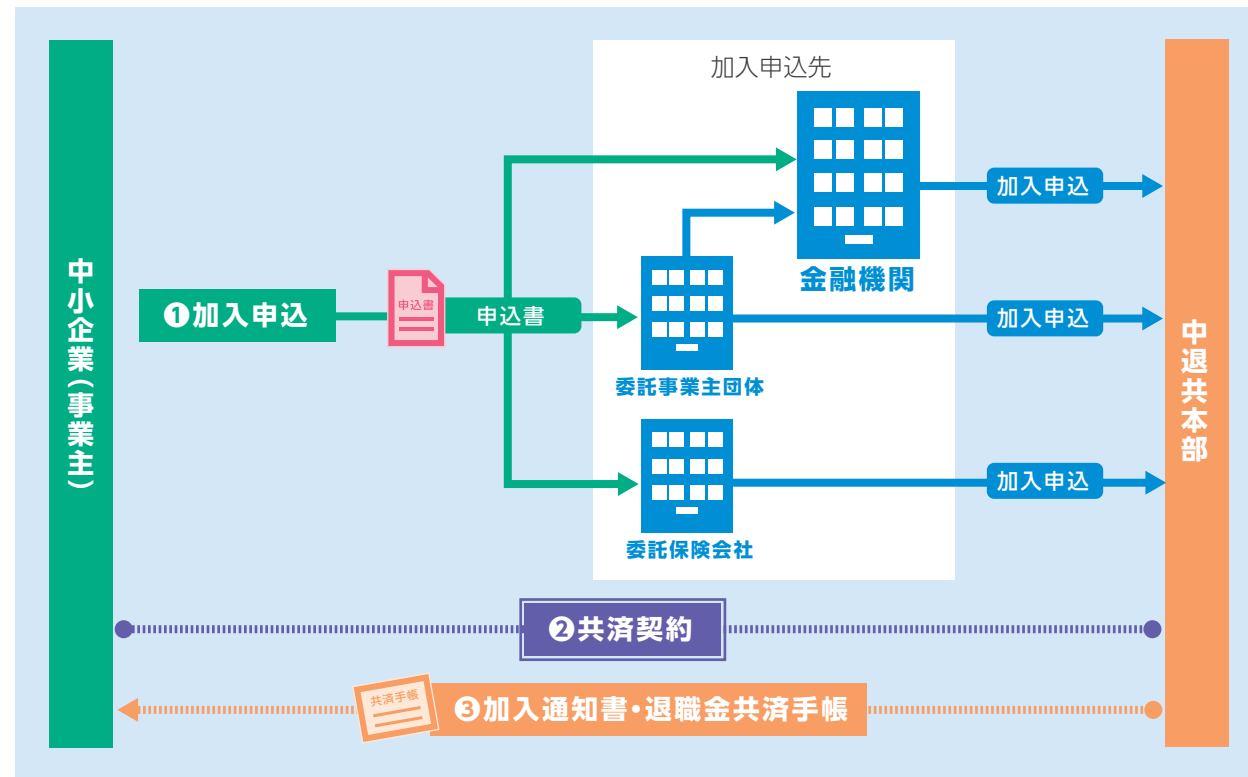
関係行政機関 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課 都道府県労働福祉主管課 都道府県労働局

小規模企業共済制度 当機構とは別に、小規模企業の個人事業主・会社等の役員・個人事業主の共同経営者を対象とした、小規模企業共済制度があります。この制度については、独立行政法人 中小企業基盤整備機構へお問い合わせください。

お問い合わせ先 独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済相談室 TEL (050) 5541-7171
URL <https://www.smrj.go.jp/>

加入の手続き

事業主が雇用する従業員を対象に、中退共本部と「退職金共済契約」を結びます。
加入の手続きは事業主が行います。
「新規申込書」は中退共本部、金融機関または委託事業主団体等にご請求ください。



- ①「新規申込書」に必要事項を記入し、金融機関、委託事業主団体または委託保険会社に提出します。
※中退共制度加入後、新たに従業員を採用した場合は、「追加申込書」をご使用ください。
- ②中退共本部と退職金共済契約を締結します。「契約成立日」は加入申込先の受付日となります。
- ③中退共本部は、従業員ごとの「加入通知書」および「退職金共済手帳」（一人につき3枚綴り）を、後日事業主に送付します。

加入申込先

金融機関	委託事業主団体 (委託しているところ)	委託保険会社
<ul style="list-style-type: none"> 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 商工中金 <p>※ゆうちょ銀行・農協・漁協・ネット銀行・外資系銀行は除きます。 ※一部個人向け支店等で、申込書受付業務を取り扱っていない場合がございます。あらかじめ当該金融機関にご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労働保険事務組合 中小企業団体中央会 商工会議所 商工会 青色申告会 労働基準協会 ハイヤー・タクシー協会 中小企業勤労者福祉サービスセンター 税理士協同組合 TKC企業共済会 等 	<p>取扱先の保険会社は、中退共本部までお問い合わせください</p> <p>お問い合わせ先 独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL (03) 6907-1234</p>



加入申込時の注意事項

- 中退共本部に直接「申込書」を提出することはできません。
- 短時間労働者（P4参照）を加入させる場合、「労働条件通知書（雇入通知書）」または「労働契約書」のいずれかの写しを添付してください。
- 中退共制度に加入申込する際、常時雇用する従業員数が次の規模以上の場合は「中小企業者であることの証明」が必要になります。
○一般業種（製造業・建設業等）は250人 ○卸売業、サービス業は90人 ○小売業は40人
なお、この証明を必要とする法人企業のうち、資本金の額または出資金の総額が中小企業者の範囲内であれば、「履歴事項全部証明書（登記簿謄本）」を添付することで中小企業者であることの証明に代えることができます。
- 事業主と生計を一にする同居の親族を加入させる場合、使用従属関係が確認できる書類として、「申込み従業員についての確認書（チェックシート）」「労働条件通知書の写し（ない場合は労働条件確認書）」「賃金の支払いがあることが確認できる書類（賃金台帳の写し等）」が必要です。（P13参照）
- 申込書提出時に、当該申込書の記載事項等を証明する書類の提出を求める場合があります。
- 毎月の掛金は「当月振替」と「翌月振替」があります。【例】4月分の掛金：「当月振替」→4月18日振替／「翌月振替」→5月18日振替

加入申込時のよくあるQ&A

Q. さかのぼって加入・または契約日を変更することはできますか。

A. 退職金共済契約の成立日は、「退職金共済契約申込書」を金融機関または委託事業主団体、委託保険会社が受け付けた日となっており、さかのぼっての契約はできません。
また、退職金共済契約申込書を提出した後に契約日を変更することもできません。
なお、掛金は契約成立日の属する月分より納付していただきますので、退職金共済契約申込書の提出日にはご注意ください（掛金の日割りはありません）。

Q. 家族従業員は加入できますか？

A. 中退共制度は、従業員である実態があれば家族であっても加入できます。
詳しくはP13の「同居の親族の加入について」をご参照ください。

Q. 加入に年齢制限はありますか？

A. 中退共制度の加入には年齢による制限はございません。従業員が退職されるまで掛金を納付することが可能です。

Q. 中小企業者でなくなった場合はどうすればいいですか？

A. 企業が中小企業の範囲を超えた場合は原則契約を解除することとなります。
事業主より中小企業者でなくなった旨の届出をいただくことで退職金共済契約を解除するとともに従業員からの請求に基づいて解約手当金を支給いたします。
なお、一定の要件を備えていれば解約手当金相当額を他制度へ引渡すこともできます。

加入についてQ&A

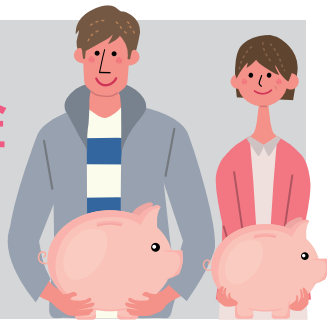
加入条件や手続きについてのよくあるご質問は、中退共PCサイトにまとめております。



掛金月額について

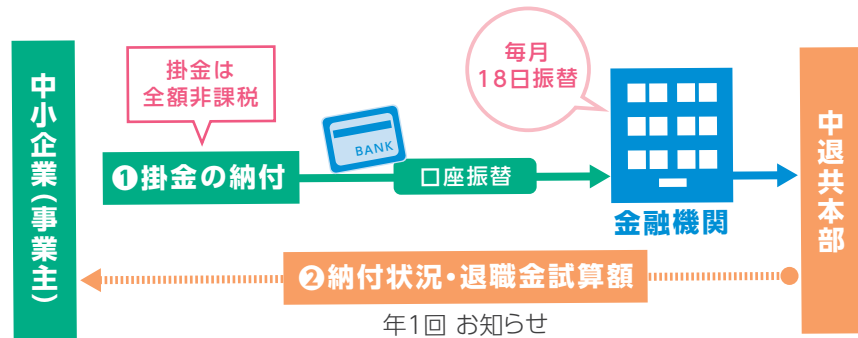
賃金、勤続年数等に応じて選べる掛金

掛金月額は、従業員ごとに選択ができ変更もできます。



掛金の納付方法

毎月の掛金は全額事業主負担とし、金融機関を通じて納付します。



- 毎月の掛金(加入従業員の総額)は、事業主が指定した金融機関の預金口座から、毎月18日(当日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)に振り替えられますので、その前日までに預金口座にご用意ください。
- 加入従業員ごとの「納付状況」「退職金試算額」を年1回事業主にお知らせします。

- 注意**
- 掛金は、従業員ごとの「契約成立日」の属する月分から「退職日」の属する月分までを納付します。
 - 掛金は全額事業主が負担し、掛金の一部でも従業員に負担させることはできません。

掛金の種類

掛金月額は次の種類から、従業員ごとに選択できます。

掛金月額 (全従業員選択可)	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円
	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	
	22,000円	24,000円	26,000円	28,000円	30,000円	

また、短時間労働者(P4参照)は、掛金月額の外に次の3種類の特例掛金月額も選択できます。

特例掛金月額 (短時間労働者のみ選択可)	2,000円	3,000円	4,000円
-------------------------	--------	--------	--------

掛金の月額変更・前納の申出

掛金月額は、加入後、「掛金月額変更申込書」を提出することで変更することができます。

- 掛金は従業員ごとに変更できます。変更の際は、「掛金月額変更申込書」を変更したい月分の前月15日までに提出してください。(前納した月分の掛金月額を変更することはできません。)
 - 【例】4月分からの月額変更→3月15日までに提出
 - 掛金月額の減額変更は次のいずれかの場合に限りです。
 1. 従業員が同意した場合
 2. 現在の掛金月額を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認定した場合
 - 掛金は12か月分を限度に前納(一括納付)できます。前納の際は、「掛金前納申出書」を前納したい月の前月25日までに提出してください。
 - 【例】4月分からの前納→3月25日までに提出
- ※ただし、過去勤務期間分のみの一括納付はできません。

預金口座振替についてQ&A

掛金や預金口座振替については、中退共PCサイトにまとめております。



掛金月額の助成について

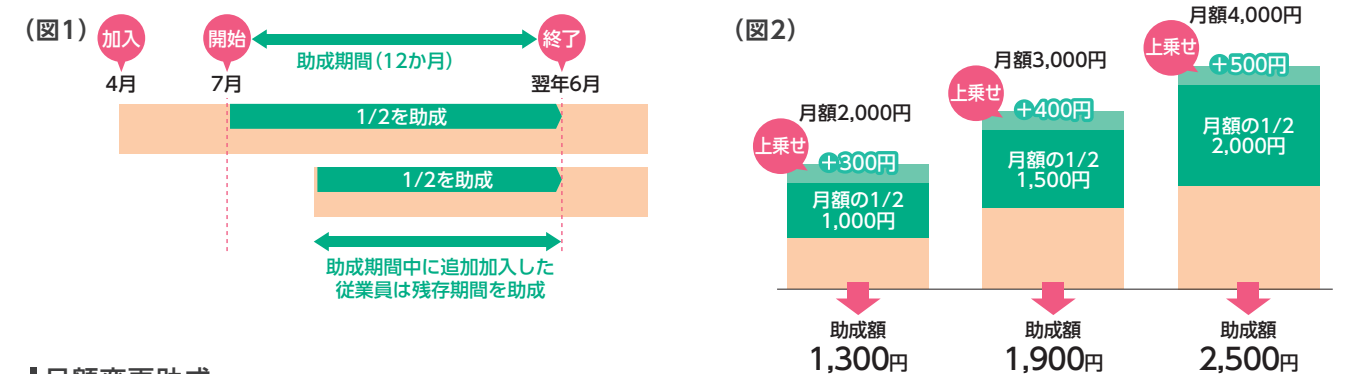
国の助成で事業主の負担を軽く

助成期間中は、掛金月額から助成額を控除した額を納付していただけます。



新規加入助成

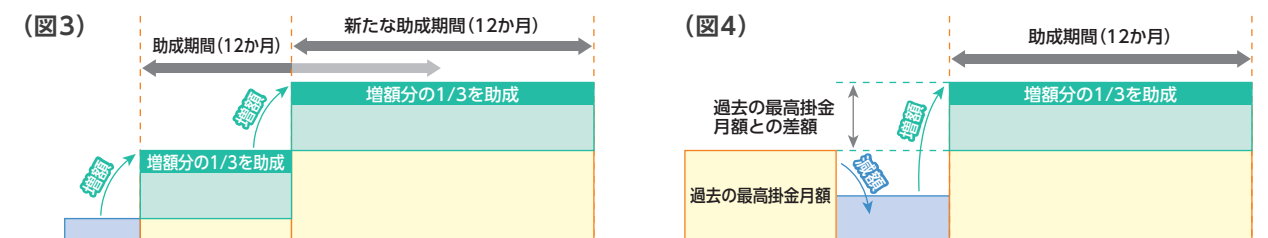
初めて中退共制度に加入する事業主に対して、加入後4か月目から1年間、国が助成します。助成期間中は、加入している従業員の掛金月額の1/2(従業員ごとに上限5,000円)を助成します(図1)。また、短時間労働者の特例掛金月額については、掛金月額の1/2にさらに上乗せして助成します(図2)。



月額変更助成

掛金月額を増額変更する事業主に対して、増額する月から1年間、国が助成します。18,000円以下の掛金月額を増額変更する場合は、増額分(増額前*と増額後の掛金月額の差額)の1/3を国が助成します。20,000円以上の掛金月額からの増額は、助成の対象になりません。なお、月額変更助成期間中に再度、増額変更する場合には、前の「月額変更助成」は中止され、新しい「月額変更助成」が対象となります(図3)。

※増額前の掛金月額とは、過去の最高掛金月額です(図4)。



新規加入助成期間中に増額変更する場合は、「新規加入助成」と「月額変更助成」の両方が対象になります。

掛金助成可否一覧表

新規加入助成・月額変更助成の対象にならない場合があります。

事業主の条件	新規加入助成	月額変更助成
社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入している事業主	×	○
解散存続厚生年金基金から資産移換を希望する事業主	×	○
特定退職金共済事業を廃止した団体から資産移換を希望する事業主	×	○
合併等により企業年金との間の資産移換を希望する事業主	×	○
同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業主	○	○
同居の親族のみを雇用する事業主	×	×

過去勤務期間の通算について

過去勤務期間の通算で、まとまった退職金を受け取る

初めて中退共制度に加入する事業主に限り、従業員の勤務期間に応じた退職金が支給できるように、加入前の勤務期間分についても掛金を納付することができる通算制度があります。

メリット

- 中退共制度加入前の勤務期間がある従業員に、勤続年数に応じた退職金を準備できます。
- 過去勤務掛金も損金、必要経費として全額非課税となります。

掛金は全額非課税

過去勤務掛金の納付

過去勤務掛金の納付は「毎月の掛金と合わせて納付」していただきます。納付期間は「過去勤務期間」と同じ年数(5年以上の場合は5年)をかけて納付していただきます。過去勤務掛金を一括で納付することはできません。

過去勤務期間

企業での採用日から中退共制度の「契約成立日」の前日までの継続して雇用された期間(休職期間等は除くことができます。)が対象です。1年単位(端数月切り捨て)で、10年を限度とします。

例1 加入前の勤続年数が3年11か月
⇒過去勤務期間は最長3年まで

例2 加入前の勤続年数が11か月
⇒過去勤務期間は0年(通算できません)

過去勤務通算月額(A)

新規契約申込時の「掛金月額」と同額以下で、P7の掛金月額の中から従業員ごとを選択できます。短時間労働者に限り、特例掛金月額も選択できます。(注)契約成立後の変更はできません。

例1 加入時掛金月額10,000円
⇒過去勤務通算月額は5,000円～10,000円

例2 加入時掛金月額5,000円
⇒過去勤務通算月額は5,000円のみ

過去勤務掛金月額(B)

過去勤務期間が決定すると、納付期間と過去勤務通算月額に応じた過去勤務掛金月額が決まります。過去勤務掛金月額は納付終了時まで変わることはありません。

$$B \text{ 過去勤務掛金月額 (実際の納付金額)} = A \text{ 選択した過去勤務通算月額} \times \text{過去勤務期間に応じた掛金率} + \text{厚生労働大臣の定める率}$$

過去勤務期間に応じた掛金率

過去勤務期間	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
納付期間	12か月	24か月	36か月	48か月	60か月(5年以上は60か月で納付)					
掛金率	1.01	1.02	1.03	1.04	1.05	1.27	1.49	1.71	1.93	2.16

厚生労働大臣の定める率

厚生労働大臣の定める率は、運用収入状況等により半期ごとに定められます。(加入年度及び上期・下期により率が異なります。)

例 掛金月額 12,000円、過去勤務通算月額 10,000円、過去勤務期間 7年、厚生労働大臣の定める率が0.02の場合
過去勤務掛金月額 = 10,000円 × (1.49 + 0.02) = 15,100円 となります。
納付期間内の毎月の納付額は、掛金月額12,000円と過去勤務掛金月額15,100円を合わせた額となります。

申出方法

過去勤務期間の通算は新規加入申込時に申出をしていただきます。後日「過去勤務期間通算申出確認書」が送付されますので「過去勤務通算月額」・「過去勤務期間」・「過去勤務掛金月額」・「採用年月日」を記入の上、返送してください。



1. 過去勤務通算の申出ができるのは新規加入の申込時のみです。契約成立後の申出はできませんのでご注意ください。2. 過去勤務掛金月額に対する掛金助成はありません。3. 一度決定した「過去勤務通算月額」「過去勤務期間」「過去勤務掛金月額」を変更することはできません。4. 過去勤務掛金を完納すると、加入月から過去勤務期間分遡った月をみなし加入月として、通算した月数で退職金が算出されます。5. 納付期間終了前に退職した場合(未完納)、通算がされず、加入月から算出した退職金と過去勤務掛金総額の合計額が退職金となります。6. 納付月数が11か月以下の場合でも過去勤務掛金の納付額相当は退職金又は解約手当金として支払われます。7. 次に該当する従業員は、過去勤務期間の通算はできません。●他企業からの掛金納付月数通算をする従業員●特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度からの移動通算をする従業員●企業年金(確定給付企業年金又は企業型確定拠出年金)実施事業所との合併等以後に新規加入し企業年金から資産移換をする従業員●存続厚生年金基金解散以後または特定退職金共済事業廃止日と同日に新規加入し資産移換をする従業員 8. 次に該当する期間は、過去勤務期間の対象から除外されます。●小規模企業共済制度に加入していた期間●特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度に加入していた期間●社会福祉施設職員等退職手当共済制度に加入していた期間

転職での通算について

退職金は一般にその企業限りのものですが、従業員の転職時にすでに積み立てられていた退職金を引き継ぐことが可能な通算制度があります。

中退共制度 ⇄ 中退共制度 中退共制度間の移動

「中退共制度加入企業」を従業員が退職し、退職金を請求せずに他の企業に転職し、その企業で中退共制度に加入した場合、次の要件を満たしていれば、前の企業での掛金納付実績をそのまま新しい企業の契約に通算することができます。

- 要件**
- ①前の企業での掛金が12か月以上納付されていること(12か月未満であっても退職した事由を厚生労働大臣が認定したとき)
 - ②前の企業を退職してから3年以内に申し出ること

中退共制度 ⇄ 特定業種 中退共制度と特定業種退職金共済制度間の移動

同一企業内で職種変更等に伴って、中退共制度と特定業種退職金共済制度(P3参考を参照)間を移動した場合、通算することができます。また、「中退共制度加入企業」と「特定業種退職金共済制度加入企業」間を転職した従業員が、退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、各退職金制度を通算することができます。

- 要件**
- ①前の企業を退職してから3年以内に申し出ること
 - ②退職した事由が本人の都合によるものでないと厚生労働大臣が認定したとき

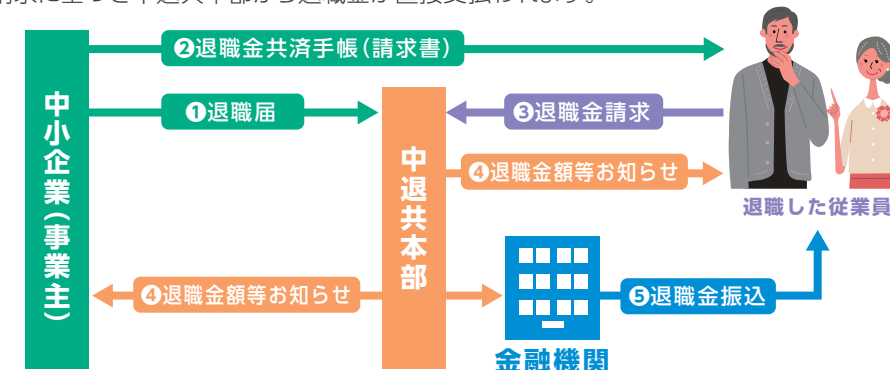
中退共制度 ⇄ 特退共制度 中退共制度と特定退職金共済制度間の移動

「中退共制度加入企業」と「特定退職金共済制度加入企業」間を転職した従業員が、退職金を請求せずに新しい企業で加入した場合、次の要件を満たしていれば、中退共本部と特定退職金共済実施団体との間で、退職金相当額の引渡しおよび受入れを行うことができます。

- 要件**
- ①中退共本部と特定退職金共済実施団体との間に退職金引渡契約を結んでいること
 - ②前の企業を退職してから3年以内に申し出ること

退職した場合について

退職した従業員の請求に基づき中退共本部から退職金が直接支払われます。



- ①事業主は従業員が退職することが決まりましたら「被共済者退職届」に必要事項を記入のうえ、中退共本部に送付してください。中退共本部は事業主からの退職届により退職する従業員の掛金振替を中止します。(従業員の「退職日」は事業主と従業員の雇用関係が終了する日で、退職日の属する月分まで振替)
- ②事業主は「退職金請求書」の事業主記入欄に記入し、退職した従業員に渡します。
- ③退職した従業員は「退職金請求書」の従業員記入欄に記入し、退職金の受取金融機関で普通預金口座の確認印を受け、たうで(普通預金通帳のコピーを添付する場合は確認不要)、本人確認および住所確認並びにマイナンバー確認の書類として「住民票(マイナンバー入り)」、「マイナンバー制度における身元確認書類」を添付して中退共本部へ送付します。
- ④退職金額等を事業主および従業員に振込み前にお知らせします。
- ⑤中退共本部は請求書に基づいて、退職した従業員の預金口座に退職金を振り込みます。



●在職中に、中退共本部および事業主から退職金共済契約を解除する場合、従業員に解約手当金が支払われます。税法上、解約手当金は「一時所得」となり、課税の対象となる場合があります。●解約手当金の計算方法は退職金と同様ですが、掛金助成を受けている場合、掛金助成相当額または解約手当金額の100分の30のいずれか少ない額が減額されます。●事業主と生計を一にする同居の親族が退職する場合については、P13「同居の親族の加入について」を参照してください。

同居の親族の加入について

家族従業員でも加入できます 「同居の親族」とは、事業主と生計を一にする同居の親族です。

A 同居の親族のみを雇用する事業所



B 同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業所《混在事業所》



同居の親族の加入条件



同居の親族は条件を満たす必要があります

- ① 小規模企業共済制度に加入していない方
- ② 加入する際に以下の書類を提出できる方

- 申込み従業員についての確認書（チェックシート）
- 労働条件通知書の写し（ない場合は労働条件確認書）
- 賃金の支払いがあることが確認できる書類（賃金台帳、経費帳または所得税源泉徴収簿のいずれかの写し）

同居の親族は条件を満たす必要があります



同居の親族以外の従業員は必要ありません



新規加入助成および月額変更助成



掛金助成の対象となりません

個々の被共済者が同居の親族であるかどうかについて変更があった場合や、事業所の雇用実態が同居の親族のみか **A** そうでないか **B** という状態に変更があった場合には届出が必要となります。
※定期的に使用従属関係を確認できる書類の提出が必要です



掛金助成の対象となります

退職時に必要な書類

- ① 被共済者退職届
 - ② 同居親族に係る確認書（チェックシート）
 - ③ 労働条件確認書
 - ④ 賃金の支払いがあったことを確認できる書類（賃金台帳、経費帳または所得税源泉徴収簿のいずれかの写し）
- ※②～④は同居の親族以外の被共済者は必要ありません

A の同居の親族が退職する場合には、上記《退職時に必要な書類》以外に「退職事由証明書」の提出が必要です。

掛金助成可否一覧表

事業主の条件	新規加入助成	月額変更助成
同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業主	○	○
同居の親族のみを雇用する事業主	×	×



● 同居の親族を雇用する事業所か否かは、中退共制度への加入状況ではなく事業所の雇用実態となります。● 「チェックシート」は、加入時用（小規模企業共済制度の契約者でないことおよび使用従属関係があることの確認書）と加入中・退職時用（使用従属関係があったことの確認書）の2種類となっています。● 加入時、または掛金月額を増額変更する月において混在事業所 **B** の場合は、新規加入助成および月額変更助成の対象となりますが、**A** の場合はどちらも対象となりません。また、**A** が新規加入～15か月目の間に同居の親族以外の従業員を雇用した場合でも、新規加入助成は受けられません。助成を受けている混在事業所 **B** が、助成期間中に **A** となった場合には、その助成は打ち切りとなります。● **A** における被共済者が退職される場合は、上記《退職時に必要な書類》以外に「転職又は傷病、高齢、その他これらに準ずる事由」により退職するものであることを証する「退職事由証明書」の添付も必要です。なお、これらの事由以外の場合は、退職金として支払うことはできません。● **A** を退職した被共済者は、原則として、再度、同一の事業所において同居の親族として中退共制度に加入することはできません。

もっとわかる中退共 | Q&A



！より便利にご利用いただくためホームページを公開中

加入申込、掛金月額の変更、掛金前納、退職等の手続き方法がわかる!

手続きのご案内

色々な疑問が一度に解決!

Q&A

Web上で申込書やパンフレットを請求できる!

資料請求

加入後の各種手続きに必要な書類をダウンロードできる!

手続様式見本集

退職金のシミュレーションができる!

退職金試算

経営事項審査に必要な加入証明書をすぐに発行!

加入証明書交付

提携施設が割引料金でお得に利用できる!
※ご覧いただくにはパスワードの入力が必要です。

お客様サービスコーナー

中退共ホームページは、パソコン・スマートフォンでご覧いただけます。



！よくある質問にお答えします!

掛金は従業員と折半で払うことができますか?

掛金は全額事業主負担となります。一部でも従業員に負担させることはできません。給与や賞与から天引きすることもできませんのでご注意ください。

退職理由によって退職金額は変わりますか?

中退共から支払われる退職金額は、掛金月額と納付月数に応じて定められており、退職の理由が事業主都合か自己都合かで変わることはありません。

懲戒解雇の場合には退職金を減額することができますか?

従業員を懲戒解雇した場合、厚生労働大臣（船員法の適用を受ける船員の場合は地方運輸局長）の認定を受けただうで、退職金を減額することができます。

退職金が減額された場合、その減額分は共済制度における長期加入者の退職金支払財源に振り向けられます。事業主へお返しすることはできませんのでご了承ください。

掛金の運用状況が知りたい時は?

独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページにて資産運用の状況を公開しております。ホームページにアクセスいただき、「資産運用」→「資産運用の状況」のページをご覧ください。

機構ホームページ <https://www.taisyokukin.go.jp/>

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業
略称：中退共（ちゅうたいきょう） 法人番号 700000000000000000

- ：制度について
- ：手続きのご案内
- ：Q&A
- ：情報公開
- ：お知らせ
- ：無料相談・説明会等
- ：資料請求

手続様式見本集

手続きに必要な様式はこちらをご確認ください。

ダウンロード

退職金試算

加入証明書交付

広報からのお知らせ

お客様サービスコーナー
お困りなサービスはこちらから

掛金月額の決め方

① 掛金は、どのくらいにすればいい?

■退職金額の決め方は「賃金」と「勤続年数」を基準にするのが一般的
賃金や役職を基準にして掛金月額を決める方法、定年や勤続年数等を基準にして退職金額を決め、掛金月額を逆算する方法が考えられます。



例) 賃金を基準にした方法

賃金の5%程度を掛金月額とした場合

賃金	掛金月額
16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

例) 勤続年数を基準にした方法

勤続35年で退職金1,000万円とした場合

勤続年数	掛金月額
2年未満	5,000円
2～5年未満	8,000円
5～10年未満	12,000円
10～15年未満	18,000円
15～20年未満	24,000円
20年以上	30,000円

例) 役職を基準にした方法

役職により掛金月額を決める場合

役職	掛金月額
一般社員	5,000円
主任	8,000円
係長	12,000円
課長補佐	18,000円
課長	24,000円
部長	30,000円

例) 定額方法 勤続35年で退職金1,000万円とした場合、掛金月額は20,000円となります。

モデル退職金 (東京都産業労働局調査結果)

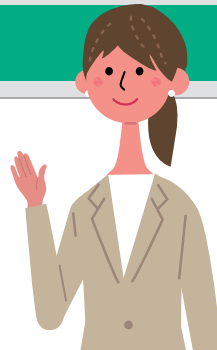
① 勤続年数ごとの自己都合退職と会社都合退職の場合の退職金額の例です

東京都産業労働局が勤続年数ごとに自己都合退職と会社都合退職の場合の退職金額を調査した結果になりますので、参考資料としてください。

【参考】東京都モデル退職金(退職一時金のみ)

高校卒(18歳入社)				高専・短大卒(20歳入社)				大学卒(22歳入社)			
勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職	勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職	勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職
1年	19歳	60,000円	78,000円	1年	21歳	85,000円	97,000円	1年	23歳	89,000円	121,000円
3年	21歳	162,000円	216,000円	3年	23歳	179,000円	238,000円	3年	25歳	192,000円	287,000円
5年	23歳	308,000円	399,000円	5年	25歳	327,000円	444,000円	5年	27歳	356,000円	511,000円
10年	28歳	803,000円	1,022,000円	10年	30歳	875,000円	1,125,000円	10年	32歳	985,000円	1,295,000円
15年	33歳	1,538,000円	1,906,000円	15年	35歳	1,673,000円	2,071,000円	15年	37歳	1,876,000円	2,340,000円
20年	38歳	2,567,000円	3,027,000円	20年	40歳	2,726,000円	3,234,000円	20年	42歳	3,099,000円	3,698,000円
25年	43歳	3,663,000円	4,310,000円	25年	45歳	3,951,000円	4,613,000円	25年	47歳	4,539,000円	5,287,000円
30年	48歳	4,835,000円	5,622,000円	30年	50歳	5,314,000円	6,044,000円	30年	52歳	6,027,000円	6,863,000円
37年	55歳	6,604,000円	7,492,000円	35年	55歳	6,585,000円	7,421,000円	33年	55歳	7,118,000円	8,033,000円
定年	-	-	9,329,000円	定年	-	-	9,235,000円	定年	-	-	9,874,000円

参考資料:東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(令和2年版) <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/toukei/koyou/chingin/>



退職金規程の例

① 規程をしっかりと作って信頼ある企業に

退職金規程(例)

中退共制度だけで実施する場合

- 第1条 従業員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。
 - 2 前項の退職金の支給は、会社が各従業員について独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共本部)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。
- 第2条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に中退共本部と退職金共済契約を締結する。
- 第3条 退職金共済契約の掛金月額は、別表のとおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第4条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共本部の掛金納付を停止する。
- 第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。
- 第6条 従業員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、中退共本部に退職金の減額を申し出ることがある。
- 第7条 退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、中退共本部から支給を受けるものとする。
 - 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 第8条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

〈附則〉

 - 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
 - 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を中退共本部に行うものとする。

別表(例)／賃金を基準

賃金	掛金月額
～16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

別表(例)／役職を基準

役職	掛金月額
一般社員	5,000円
主任	8,000円
係長	12,000円
課長補佐	18,000円
課長	24,000円
部長	30,000円

退職金規程(例)

退職金額を定めて実施する場合

- 第1条 従業員が1年以上勤務して退職したときは、この規程により退職金を支給する。
- 第2条 退職金は、従業員の退職時の基本給月額に、別に定める勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。
- 第3条 会社都合(業務上の傷病を含む)又は10年以上勤続して定年に達したことにより退職した場合には、前条の規定によって算出した額の3割以内を増額支給する。
- 第4条 この規程による退職金の支給を確実にするために、会社は、従業員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構(機構)中小企業退職金共済事業本部(中退共本部)と退職金共済契約を締結する。
- 第5条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に中退共本部と退職金共済契約を締結する。
- 第6条 退職金共済契約の掛金月額は、別に定めるとおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第7条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共本部の掛金納付を停止する。
- 第8条 中退共本部から支給される退職金の額が第2条および第3条の規定によって算出された額より少ないときは、その差額を会社が直接支給し、中退共本部から支給される額が多いときは、その額を退職金の額とする。
- 第9条 従業員の退職の事由が懲戒解雇等の場合には、退職金を減額することができる。この場合、中退共本部から支給される退職金については、その減額を申し出ることがある。
- 第10条 第2条および第3条の勤続年数の計算は、雇い入れた月から退職発令の月までとし、1年に満たない端数は、5か月以下は切り捨て、6か月以上は1年とする。
 - 2 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6か月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。
- 第11条 中退共本部から支給される退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、支給を受けるものとする。
 - 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
 - 3 第8条の規定により、差額を会社が支給する場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく本人又はその遺族にその差額を支給する。
- 第12条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

〈附則〉

 - 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
 - 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を中退共本部に行うものとする。

掛金助成自治体

？ 掛金助成、あなたの街のサポートは？

独自で中退共制度の掛金補助を行っている自治体や事業主団体を、中退共本部では「掛金助成自治体等」と呼んでいます。補助制度の対象となる条件、補助金額、交付期間等については掛金助成自治体等により異なりますので、実施先の担当までお問い合わせください。

令和3年12月現在 278地域
(1都2県・2区・186市・71町・16村)

(注)※印は共済会・互助会等が取り扱っています。
その補助対象者は、八王子市、小金井市を除き会員に限ります。

(注)最新の掛金助成情報一覧については
中退共ホームページ(リンク集)をご覧ください。
(注)掲載にご了承いただいた助成自治体のみ掲載しています。

近畿

滋賀県(7)
大津市・長浜市・近江八幡市
守山市・栗東市・野洲市
東近江市

大阪府(8)
泉南市・岸和田市・泉大津市
貝塚市・泉佐野市・和泉市
高石市・忠岡町

兵庫県(3)
西脇市*・加西市・丹波市

奈良県(1)
下北山村(林業事業主のみ)

中国

山口県(17)
下関市・宇部市・山口市・萩市
防府市・下松市・岩国市・光市
長門市・柳井市・美祢市
周南市・山陽小野田市・和木町
平生町・田布施町・阿武町

九州・沖縄

福岡県(4)
豊前市*・上毛町*・築上町*
吉富町*

長崎県(2)
五島市
(まき網漁業事業主のみ)
新上五島町

大分県(3)
中津市*・豊後高田市*・宇佐市*

宮崎県(12)
宮崎市・都城市・小林市
日向市・西都市・三股町
高千穂町・日之影町
五ヶ瀬町・国富町・綾町・新富町

鹿児島県(3)
鹿児島市・奄美市・薩摩川内市

沖縄県(2)
宜野湾市・沖縄市

長野県(39)
長野市・松本市・上田市
飯田市・諏訪市・須坂市
伊那市・中野市
飯山市・茅野市・塩尻市
佐久市・千曲市
東御市・小海町
軽井沢町・御代田町
立科町・下諏訪町
辰野町・箕輪町
阿南町・坂城町
小布施町・山ノ内町・飯綱町
宮田村・南箕輪村
中川村・下條村・泰阜村
木祖村・麻績村・山形村
朝日村・高山村・木島平村
栄村・野沢温泉村



四国

愛媛県(1)
西条市

北陸・甲信越

富山県(10)
富山市・氷見市・滑川市・砺波市
小矢部市・南砺市・射水市
上市町・立山町・入善町

石川県(4)
小松市・輪島市・加賀市・白山市

福井県(4)
福井市・大野市・越前町
美浜町

東海

岐阜県(5)
瑞浪市・美濃加茂市
土岐市・東白川村・川辺町

静岡県(14)
富士宮市*・磐田市*・焼津市*
富士市*・藤枝市*・御殿場市*
袋井市*・裾野市*・湖西市*
静岡市*・浜松市*・長泉町*
小山町*・森町*

愛知県(16)
田原市・一宮市・瀬戸市
春日井市・豊川市・碧南市
刈谷市・蒲郡市
江南市・小牧市・稲沢市
東海市・尾張旭市・高浜市
岩倉市・みよし市

三重県(2)
鈴鹿市・伊勢市

北海道・東北

北海道(11)
士別市・名寄市・枝幸町・共和町
士幌町・音更町・広尾町・大樹町
滝上町・美深町・幕別町

岩手県(8)
釜石市・大船渡市・花巻市
久慈市・陸前高田市・紫波町
矢巾町・岩泉町

秋田県(1)
井川町

福島県(1)
福島県(林業事業主のみ)

関東

茨城県(4)
水戸市・土浦市・常総市・牛久市

栃木県(7)
宇都宮市・佐野市・小山市
那須塩原市・那須町・鹿沼市・矢板市

群馬県(19)
群馬県(林業事業主のみ)
前橋市・高崎市・伊勢崎市
太田市・館林市・沼田市・富岡市
藤岡市・渋川市・安中市
みどり市・中之条町
長野原町・玉村町・甘楽町
大泉町・邑楽町・嬬恋村

埼玉県(19)
川越市・熊谷市・秩父市
所沢市・加須市・春日部市
狭山市・本庄市・深谷市
蕨市・戸田市・志木市・八潮市
富士見市・三郷市・ふじみ野市
越生町・ときがわ町・横瀬町

千葉県(16)
市川市・木更津市・松戸市
野田市・佐倉市・成田市
東金市・習志野市
市原市・我孫子市
鎌ヶ谷市・君津市
富津市・浦安市
袖ヶ浦市・臼井市

東京都(12)
東京都・荒川区・葛飾区
八王子市*・武蔵野市*
青梅市・府中市・西東京市
小金井市*・日野市*
国分寺市*・多摩市*

神奈川県(22)
平塚市・鎌倉市
相模原市・秦野市・三浦市
厚木市・大和市・伊勢原市
海老名市・座間市・南足柄市
綾瀬市・寒川町・大磯町
二宮町・中井町・大井町
松田町・開成町・箱根町
湯河原町・愛川町

中小企業退職金共済法(抜粋)

法律によって定められた安心の制度です。

(目的)
第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主(国、地方公共団体その他厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。)をいう。
一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の額又は出資の総額が三億円以下の法人である事業主(次号から第四号までに掲げる業種に属する事業を主たる事業として営む事業主を除く。)
二 卸売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が一億円以下の法人であるもの
三 サービス業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
四 小売業に属する事業を主たる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以下のもの及び資本の額又は出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
五 この法律で「退職」とは、従業員について、事業主との雇用関係が終了することをいう。
六 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人勤労者退職金共済機構(第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という。)に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職について、この法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。

(契約の締結)
第三条 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。
第四条 退職金共済契約は、被共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。
第五条 被共済者及びその遺族は、当然退職金共済契約の利益を受ける。
(契約の成立)
第六条 退職金共済契約は、機構がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。
第七条 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を被共済者に通知しなければならない。
(契約の解除)
第八条 機構又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。
第九条 機構は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
一 共済契約者が厚生労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき(厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。)
二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき。
三 被共済者が偽りその他不正の行為によつて退職金又は解約手当金(以下「退職金等」という。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。
四 被共済者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。
一 掛金の納付を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたとき。
二 退職金共済契約の解除は、将来に向つてのみその効力を生ずる。
第九十条 機構は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。
第九十一条 機構は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。
(退職金の支給方法)
第九十二条 退職金は、一時金として支給する。

(退職金の分割支給等)
第九十三条 機構は、前条の規定にかかわらず、被共済者の請求により、退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 退職金の額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
二 被共済者が退職した日において六十歳未満であるとき。
三 被共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給するときは、当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき。
第九十四条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。
(解約手当金等)
第九十五条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、被共済者に解約手当金を支給する。
(掛金納付月数の通算)
第九十六条 被共済者が退職した後三年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて被共済者当該請求をした場合には、その者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された被共済者を除く。)となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該被共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合(厚生労働省令で定める)を有する事由に基づくものを除く。)によるものでない限り、厚生労働大臣が認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を通算することができる。この場合において、退職金等の額の算定に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
(譲渡等の禁止)
第九十七条 退職金等の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、被共済者の退職金等の支給を受ける権利については、国税滞納処分等例による処分を含む。)により差し押さへる場合は、この限りでない。
(掛金の納付)
第九十八条 共済契約者は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から被共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日(退職の日又は退職金共済契約の解除の日)における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日退職金共済契約が効力を生じた日の属する月分(以下「掛金」という。)に納付しなければならない。
(加入促進等のための掛金負担軽減措置)
第九十九条 機構は、中小企業者が退職金共済契約の申込みをすること及び共済契約者が第九十一条第一項の掛金月額の増加の申込みをすることを促進するため、厚生労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の月分の掛金の額を減額することができる。
(前納の場合の減額)
第一百条 機構は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。
(納付期限の延長)
第一百零一条 機構は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第二十一条第一項の納付期限を延長することができる。
第一百零二条 機構は、天災その他やむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。
(退職金共済手帳の提示等)
第一百零三条 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者から要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。
第一百零四条 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者が退職したとき、又は退職金共済契約が解除されたときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済手帳を被共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。
第一百零五条 退職金共済契約の共済契約者は、被共済者又はその遺族若しくは相続人が退職金等の支給を受けるために必要な証明書を請求したときは、遅滞なく、これを交付しなければならない。
第一百零六条 中小企業者が、退職金共済契約に關し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。
(不利益取扱の禁止)
第一百零七条 退職金共済契約の共済契約者は、退職金共済契約に關し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。
(掛金及び退職金等の額の検討)
第一百零八条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五年ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。